

改正

平成31年 2月20日門真市規則第 7 号

門真市立市民交流会館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、門真市立市民交流会館条例（平成17年門真市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等の変更の通知)

第 2 条 指定管理者（条例第 2 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、条例第 4 条ただし書又は条例第 5 条ただし書の規定により、開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立市民交流会館（以下「交流会館」という。）の掲示板に変更しようとする日の 3 日前までにその旨を掲示するものとする。

(利用許可の申請等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定により交流会館の利用の許可を受けようとする者又はその許可に係る事項を変更しようとする者（以下「申請者」という。）は、門真市立市民交流会館利用許可・変更許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付期間は、利用しようとする日（引き続き 2 日以上利用しようとする場合は、その初日をいう。以下「利用予定日」という。）の前 3 月に当たる日の属する月の 10 日（この日が交流会館の休館日に当たるときは、その翌日）から利用予定日までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて受付期間を変更することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

(仮予約)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、条例第 6 条第 1 項の規定により交流会館（展示室、交流サロン、和室及び研修室に限る。）の利用の許可を受けようとする者は、市長が指定する情報通信を利用した会館の利用の許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム（以下「予約システム」という。）により利用許可の仮予約をすることができる。

2 前項の規定による仮予約（以下「予約システムによる仮予約」という。）をしようとする

者は、あらかじめ、指定管理者の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について指定管理者に登録しておかなければならない。

3 予約システムによる仮予約は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。この場合における仮予約は、先着順によるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、予約システムによる仮予約は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における仮予約の決定は、当該期間内に予約システムによる仮予約を行った者による抽選によるもの（予約システムによる仮予約を行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる仮予約を行った者とする。）とする。

（仮予約をした者の申請）

第5条 前条第3項の規定により行う予約システムによる仮予約をした者は、仮予約をした日の翌日から起算して3日以内（当該期間の末日が会館の休館日に当たるときは、その翌日）の午後10時までに、第3条第1項又は第3項の規定による申請の手続を執らなければならない。この場合において、申請の手続を執らないときは、予約システムによる仮予約を取り下げたものとみなす。

2 前条第4項の規定により行う予約システムによる仮予約をした者は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の16日の午後10時までに、予約システムにより仮予約の決定を受けたかどうかを自ら確認し、第3条第1項又は第3項の規定による申請の手続を執らなければならない。この場合において、申請の手続を執らないときは、予約システムによる仮予約を取り下げたものとみなす。

（仮予約の辞退）

第6条 予約システムによる仮予約をした者は、予約システムによって仮予約の辞退を申し出ることができる。

（利用許可書の交付等）

第7条 指定管理者は、交流会館の利用を許可したときは、申請者に門真市立市民交流会館利用許可・変更許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。この場合において、指定管理者は、利用料金（条例第3条第3号に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。

2 許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、交流会館の利用に際して、許可書を交流会館の職員に提示しなければならない。

3 利用者は、変更許可を受けたことにより利用料金に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の許可書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

(利用期間)

第8条 交流会館の施設を連続して利用できる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。

(1) 展示室及び常設展示室 1月間

(2) 交流サロン、和室及び研修室 5日間

(利用時間)

第9条 会館の利用時間は、利用許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復等に必要な一切の時間を含むものとする。

(利用の辞退)

第10条 利用者は、交流会館の利用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立市民交流会館利用辞退届（様式第3号）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(特別設備の設置等の申請)

第11条 条例第10条第1項の規定により利用者が特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするとき（以下「特別設備の設置等」という。）は、第3条第1項の規定による利用許可申請に併せて申請しなければならない。

2 特別設備の設置等又は条例第10条第2項の規定に基づく設備の設置に係る費用は、利用者の負担とする。

(交流会館職員の立入り)

第12条 指定管理者は、交流会館の管理運営上必要があるときは、交流会館職員をして利用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、これを拒むことができない。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流会館の管理運営上支障があると認められる者
(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、善良な管理者の注意をもって施設、設備及び器具等（以下「施設等」という。）を利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全を確保すること。
- (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- (5) 許可を受けないで館内に貼紙、釘打ち等をしないこと。
- (6) 許可を受けないで施設等を利用しないこと。
- (7) 入場者に対して次条の規定を遵守させること。
- (8) 施設等の利用に伴う準備、原状回復等を行う場合は、交流会館職員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、交流会館職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第15条 入館者は、交流会館の利用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (2) 施設等を破損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流会館職員の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第16条 施設等を破損、汚損又は滅失した者は、直ちに門真市立市民交流会館破損等届（様式第4号）により指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第17条 利用者は、条例第11条第1項の規定により、利用場所を原状に回復したときは、直ちに交流会館職員の点検を受けなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第18条 条例第13条第4項ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応

じ、当該各号に定める額を還付することができることとする。

(1) 利用者が、利用予定日前7日までに交流会館の利用の辞退を申し出た場合 既納の利用料金に相当する額

(2) 災害その他利用者の責めに帰することのできない理由により交流会館が利用できない場合で指定管理者が適当と認めるとき 既納の利用料金に相当する額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、門真市立市民交流会館利用料金還付申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免の基準)

第19条 条例第13条第5項の規則で定める基準は、利用者間の均衡を失しない範囲内において、指定管理者が特に必要があると認めて市長の承認を受けた場合とする。

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、門真市立市民交流会館利用料金減免申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(細目)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(門真市立市民交流会館利用料金に関する規則の廃止)

2 門真市立市民交流会館利用料金に関する規則(平成26年門真市規則第18号)は、廃止する。

(市長による管理の特例に係る手続の準用)

3 第2条、第3条、第4条第2項、第7条第1項及び第4項、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第18条及び第19条の規定は、条例附則第2項の規定により市長が交流会館の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	指定管理者(条例第2条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)	市長
第3条第1項	指定管理者	市長
第3条第2項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付期間を	受付期間を

第3条第3項、第4条第2項、第7条第1項及び第4項	指定管理者	市長
第8条	指定管理者	市長
	市長の承認を受けてこれを	これを
第10条、第12条、第13条、第16条、第18条	指定管理者	市長
第19条第1項	指定管理者	市長
	認めて市長の承認を受けた	認めた
第19条第2項	指定管理者	市長

附 則（平成31年2月20日門真市規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の門真市立市民交流会館条例施行規則第19条の規定は、この規則の施行の日以後の門真市立市民交流会館の利用料金から適用し、同日前の門真市立市民交流会館の利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 門真市立市民交流会館に係る利用の許可等の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

門真市立市民交流会館利用許可申請書
変更許可

年 月 日

許可権者（氏 名）様

申請者 住 所
(所在地)
団 体 名
ふりがな
氏 名 ⑤
(代表者)
生年月日 年 月 日生
電 話 ()

次のとおり門真市立市民交流会館の利用許可を受けたいので申請します。

記

利用目的		
利用年月日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
利用責任者	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	電話 ()
	生年月日	年 月 日生
	勤務先	電話 ()
利用予定人員	人	
利用する施設	<input type="checkbox"/> 交流サロン <input type="checkbox"/> 和室(1) <input type="checkbox"/> 和室(2) <input type="checkbox"/> 常設展示室 <input type="checkbox"/> 展示室 <input type="checkbox"/> 研修室(1) <input type="checkbox"/> 研修室(2)	
利用時間	<input type="checkbox"/> 午前 [午前9時30分から 午後0時30分まで] <input type="checkbox"/> 午前・午後 [午前9時30分から 午後5時まで] <input type="checkbox"/> 午後 [午後1時から 午後5時まで] <input type="checkbox"/> 午後・夜間 [午後1時から 午後9時30分まで] <input type="checkbox"/> 夜間 [午後5時30分から 午後9時30分まで] <input type="checkbox"/> 全日 [午前9時30分から 午後9時30分まで]	
特別設備等の利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	
確認事項	<input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような利用ではありません。 <input type="checkbox"/> 施設の利用目的に従って利用します。	

注意

- 1 太枠のみ記入してください。
- 2 該当する□に、**L**印を記入してください。
- 3 利用料金は、利用の許可を受ける際納付してください。
- 4 「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、□に**✓**印を付してください。
- 5 暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。
- 6 暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。
- 7 暴力団の利益になるときは許可しません。また、許可後暴力団の利益になると認められた場合は許可の取消しを行います。

基本料	市外割増料	減免額	利用料金	許可年月日	許可番号
				・ ・	
既納利用料金	変更後利用料金	過納額	不足額	納付年月日	
				・ ・	

様式第2号（第7条関係）

門真市立市民交流会館利用許可書
変更許可

許可No. _____
年 月 日

申請者（氏 名）様

許可権者（氏 名） 団

年 月 日付け、門真市立市民交流会館利用許可申請について、次のとおり許可します。

記

利 用 目 的			
利 用 年 月 日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで		
利 用 責 任 者		利用予定人員	人
利 用 す る 施 設	<input type="checkbox"/> 交流サロン <input type="checkbox"/> 和室(1) <input type="checkbox"/> 和室(2) <input type="checkbox"/> 常設展示室 <input type="checkbox"/> 展示室 <input type="checkbox"/> 研修室(1) <input type="checkbox"/> 研修室(2)		
利 用 時 間	<input type="checkbox"/> 午前 [午前9時30分から 午後0時30分まで] <input type="checkbox"/> 午前・午後 [午前9時30分から 午後5時まで] <input type="checkbox"/> 午後・夜間 [午後1時から 午後9時30分まで] <input type="checkbox"/> 全日 [午前9時30分から 午後9時30分まで]		
特別設備等の利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()		
許 可 条 件			

基 本 料	市 外 割 増 料	減 免 額	利 用 料 金
既 納 利 用 料 金	変 更 後 利 用 料 金	過 納 額	不 足 額

様式第3号（第10条関係）

門真市立市民交流会館利用辞退届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

申請者 住 所
 (所在地)
 団 体 名
 氏 名 ④
 (代表者)
 電 話 ()

次のとおり利用の辞退をしたいのでお届けします。

記

利 用 目 的			
利 用 年 月 日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで		
利 用 責 任 者		利用予定人員	人
利用する施設	<input type="checkbox"/> 交流サロン <input type="checkbox"/> 和室(1) <input type="checkbox"/> 和室(2) <input type="checkbox"/> 常設展示室 <input type="checkbox"/> 展示室 <input type="checkbox"/> 研修室(1) <input type="checkbox"/> 研修室(2)		
利 用 時 間	<input type="checkbox"/> 午前 [午前9時30分から 午後0時30分まで] <input type="checkbox"/> 午前・午後 [午前9時30分から 午後5時まで] <input type="checkbox"/> 午後 [午後1時から 午後5時まで] <input type="checkbox"/> 午後・夜間 [午後1時から 午後9時30分まで] <input type="checkbox"/> 夜間 [午後5時30分から 午後9時30分まで] <input type="checkbox"/> 全日 [午前9時30分から 午後9時30分まで]		
利用許可年月日		許可番号	
理 由			

添付書類 門真市立市民交流会館利用許可書又は変更許可書

様式第4号（第16条関係）

門真市立市民交流会館破損等届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

申請者 住 所
 (所在地)
 団 体 名
 氏 名 ⑩
 (代表者)
 電 話 ()

門真市立市民交流会館の施設等を次のとおり（破損・汚損・滅失）しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立市民交流会館条例第12条の規定に基づき、生じた損害を賠償いたします。

記

破 損 等 の 日 時	年 月 日 時 分
破 損 等 の 場 所	
破 損 等 の 内 容 又 は 程 度	

様式第5号（第18条関係）

門真市立市民交流会館利用料金還付申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

申請者 住 所

（所在地）

団 体 名

氏 名

印

（代表者）

電 話 （ ）

門真市立市民交流会館条例施行規則第18条第2項の規定に基づき、次の理由により利用料金の還付を受けたいので、申請します。

記

利用予定年月日	年 月 日（ ）	許可番号	
還付の理由			
還付請求額	既納利用料金	還付額	
	円	円	

添付書類 門真市立市民交流会館利用許可書又は変更許可書
様式第6号（第19条関係）

門真市立市民交流会館利用料金減免申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

申請者 住 所

（所在地）

団 体 名

氏 名

㊟

（代表者）

電 話 （ ）

門真市立市民交流会館条例施行規則第19条第2項の規定に基づき、次の理由により利用料金の減額又は免除を受けたいので申請します。

記

減額又は免除を受けたい理由	
利用年月日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
利用する施設	<input type="checkbox"/> 交流サロン <input type="checkbox"/> 和室(1) <input type="checkbox"/> 和室(2) <input type="checkbox"/> 常設展示室 <input type="checkbox"/> 展示室 <input type="checkbox"/> 研修室(1) <input type="checkbox"/> 研修室(2)
利用時間	<input type="checkbox"/> 午前〔午前9時30分から 午後0時30分まで〕 <input type="checkbox"/> 午前・午後〔午前9時30分から 午後5時まで〕 <input type="checkbox"/> 午後〔午後1時から 午後5時まで〕 <input type="checkbox"/> 午後・夜間〔午後1時から 午後9時30分まで〕 <input type="checkbox"/> 夜間〔午後5時30分から 午後9時30分まで〕 <input type="checkbox"/> 全日 〔午前9時30分から 午後9時30分まで〕

添付書類 門真市立市民交流会館利用許可書